

第5回 鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会 議事録（概要）

日時 令和元年5月7日（火）17時00分～19時00分

場所 鎌倉市役所本庁舎2階 全員協議会室

出席 亀山副会長、浅川委員、大道委員、奴田委員、橋詰委員、保坂委員、正木委員

＜事務局＞

環境部 能條部長、植地次長、高橋次長

ごみ減量対策課 不破担当課長、藤田担当係長、月花担当係長、石井環境指導監、中村職員、
國井職員、岩田職員

環境施設課 谷川担当課長、水島担当係長、花田担当係長、富樫職員

環境センター 高橋担当課長、朴澤担当課長、松井担当課長

傍聴者 5名

議題（１） ごみ処理基本計画の進行管理について

（２） 「将来のごみ処理体制についての方針」について

その他（１） 次回の当審議会の開催日程等について

深野会長欠席のため、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例施行規則第1条の3第3項の規定により、亀山副会長の議事進行のもと行われました。

議題（１） ごみ処理基本計画の進行管理について

事務局から資料1－1「ごみ処理基本計画アクションプログラム（概要）」、資料1－2「平成30年度ごみ焼却量」、資料1－3「平成30年度ごみ発生量」、資料1－4「LINEでごみ出しの案内を開始しました」、資料1－5「鎌倉ごみ減量通信平成31年3月特集号」について説明した後、質疑応答を行いました。

亀山副会長： 事務局からごみ処理基本計画の進行管理について説明がありました。委員の皆さまからご意見・ご質問いただければと思います。

保坂委員： 可燃ごみ発生量が昨年度3万トンを下回ったのは、資源物をこれまで以上に可燃ごみに混入しないように分別するなどの努力をされた結果ですか。

高橋次長： 主な要因は事業系ごみの収集量が、平成29年度と比べて約585トン減少している点です。事業系ごみについては、事業者が排出するごみを収集運搬許可業者が今泉クリーンセンターに持ち込む際に日々検査を行っています。不適切なごみは持ち帰りなどをしていただいています。不適切な排出を行う事業者については、啓発指導員が訪問して指導しています。特にごみの排出量が多い多量排出事業者や準多量排出事業者については日々訪問し、減量・資源化についての啓発を行っています。家庭系ごみについては、平成29年10月に製品プラスチックの収集品目を拡大したことが大きな要因だと考えています。

亀山副会長： よろしければ次の議題に移ります。

議題（２） 「将来のごみ処理体制についての方針」について

能條部長から方針策定に至る経緯について説明しました。

奴田委員： 詳細説明の前に、この件について異議を申し上げます。以前は、逗子市とのごみ処理の連携に関わらず市内に新焼却施設を建設するとはっきりおっしゃっていました。前回の審議会際にも、新焼却施設の建設地は山崎ではなく野村総研跡地のほうが反対する人が少ないのではないかと申し上げました。グリーンハイツの住民が反対するかもしれませんが、それ以外の人は交通のことで意見を述べるくらいで、もう少し話がしやすいのではないかと言いました。最終的には、生活環境整備審議会で山崎の方が良いという結論になったからでなく、市の方針で山崎に決まったとの説明でした。しかし、結果的には山崎では折り合いがつきませんでした。久喜市には焼却場があるからあのような事例が可能であり、鎌倉市も新焼却施設建設後に久喜市の事例を参考にしたら良くなるのではないかと前回の審議会で説明しました。当時の部長は、少しコンパクトになるかもしれないけれども焼却場を建設し、その後に久喜市の事例を参考にしていこうと説明されました。ところが、ついこの前、新焼却施設の建設をやめろという話になりました。私は少なくとも8年ほど委員を務めています。関谷の問題で地主との話が上手くいかなかった時も、逗子市との覚書がありましたが、無効になりました。名越クリーンセンターを延命して、平成36年度まで稼働させることになりました。その後のために新焼却場を建設するという話になり、焼却熱を使って銭湯のような娯楽施設をつくるという案も出て、その方向で良いという話になっていました。ところが、8年間いろいろな意見を言ってきたことが全く無視されているのではないかとされる結果になっています。新焼却施設は絶対に建設するべきだという結論が出ているのに、市長から委嘱された我々メンバーに何の話も無いことは、納得できません。多少の対価を貰っているかもしれませんが、何年間も時間をかけて資料を読みながら、地域の人たちとごみの分別を一生懸命やってきました。話が遡りますが、戸別収集に関しても費用面を理由に実現しませんでした。アンケートでは、モデル地区の住民の75%は戸別収集に賛成という結果が出ました。ところが、それ以外の地域は逆の結果でした。モデル地区の住民が賛成するのであれば、そちらを優先するべきなのに、お金がかかるからやめたということです。お金より経験した人の賛成意見をなぜ優先しないのでしょうか。私は有料化と戸別収集を一緒に実施した方が良いのではないかと申し上げましたが、有料化だけが実現しました。一生懸命に資料を読んだり、日程の都合をつけたりしましたが、今回の結果を見ると、自分たちのしてきたことは何だったのだろうと言いたくなります。本日は17時から別の会議が入っていますが、新焼却施設の建設をやめたことに関して非常に腹が立ったので、もう少し検討していただきたく申し上げました。絶対に市内に新焼却施設を建設するべきだと思います。新焼却施設の建設費と逗子市に焼却を委託する費用を比較したら、逗子市に焼却してもらう方が安いとは思いますが、そういうことではないと思います。鎌倉市のごみは鎌倉市で処理しなければいけません。逗子市にお願いするか他のどこかにお願いするなど、とんでもない話だと思います。是非考えていただき、このことは議事録に載せていただきたいと思います。会議の途中に口を挟んで申し訳ございません。

亀山副会長： 事務局からの説明の途中でしたけれども、早退されるということでご意見をいただきました。事務局からの回答はよろしいですか。

奴田委員： 次回の審議会で回答をいただいても結構です。

亀山副会長： どうもありがとうございました。では、事務局からの説明の続きをお願いします。

事務局から資料２－１「将来のごみ処理体制についての方針」、資料２－２「今後のごみ処理量（推計値）」、資料２－３「立川市における事業系ごみの削減状況」、資料２－４「費用負担の比較」、資料２－５「温室効果ガス排出量比較」、資料２－６「ごみ処理の現況と方針に基づく処理」について説明をした後、質疑応答を行いました。

浅川委員： 私は住民ではないので、奴田委員のように直接的に発言してはいけないと思っています。今の説明を聞いて、違和感がありました。第３次ごみ処理基本計画が平成２８年１０月に策定されました。これは１０年間という中長期的な展望を示したうえで、それに基づいて施策を実施していくための基本計画です。現在平成２８年から数えて２年です。基本計画は５年ごとに見直す、または、大きな事情変更があった場合にはその都度改定するとなっています。今年中に改定するという話がありましたが、改定すること自体悪いことではないと思います。２年前と今で事情がどれ程変わったのかというのが一つ目の違和感です。次にもう一つの違和感について説明します。焼却場が老朽化して一つが使えなくなりました。もう一方の焼却場で処理できるのが３万トンまでです。焼却量を３万トンに抑えるために、施策を講じて資源化・減量化に取り組み、実現してきました。この審議会に参加して、そのことには驚きましたし、敬意を表したい思いです。今までの資源化は、具体的な事業者へ持って行けば資源化ができるということでしたから、それをすると決断すれば可能でした。現実性の中で資源化に取り組み、成果をあげてきたと思います。将来関東圏に１００トン規模の施設ができると仮定し、そこへ持っていけばできるという説明がありました。家庭系ごみの処理は市町村の責務として行っていますが、産業廃棄物と違って事業系ごみも市町村の責務として行うことは間違いありませんね。運搬先を指示すれば必ずしも市町村が自ら行わなくても良いのですが、立川市の成功例が鎌倉市でも実現できるように聞きました。具体的な事例を知りませんが、立川市は近郊に施設があつて、事業者がそこへ持ち込むことが無理なくできたため実施率が高かったのではないかと推測します。鎌倉市から同じ場所に持ち込む場合は、運搬費がかかりますし現実的ではないと思います。立川市の事例を参考にして鎌倉市で同じように事業者指導ができるのか、事業系ごみの資源化が同様の効率でできるのかが一向に見えてきません。本当に大丈夫でしょうか。東京都小金井市で一時期ごみの問題が大きくなり、他の２市と合同で一部事務組合をつくって焼却場を建設する方向で進んでいます。小金井市は近隣市に１０年以上ごみ処理を委託しています。当時の市長が、高いお金を払っているのだからいいというような発言をして辞職に至るまでの問題に至りました。例えば逗子市に委託をした場合、逗子市民の市民感情を考えたら、スムーズにできるものでしょうか。私は逗子市について詳しく知りませんが、ホームページを見ると、清掃工場はかなり老朽化した施設に見えます。焼却能力にはかなり余裕があるようですが、逗子の焼却場で果たしてどれだけ安定的に処理ができるのでしょうか。老朽化していても２炉あつて、１炉をベースに運転していれば安定的に運転できると思います。そこにごみがたくさん入ってきて、２炉とも計画運転しなくてはならないときは、安定して処理ができるかわかりません。処理能力を精査したわけではありませんが、ご説明いただいた資料の拠り所が仮定の話に聞きました。杞憂であれば何も言う事はありません。

亀山副会長： 今のご意見に対して事務局からご回答はありますか。

石井指導監： 平成 28 年 10 月に第 3 次ごみ処理基本計画を策定しました。ベースとなるごみの最適な資源化のあり方については、平成 25 年に当審議会に諮問し、平成 26 年度に答申をいただき、今後の資源化についての考え方もお出しいただきました。その当時は、紙おむつに関しての実証実験について明確に整理できていない段階でしたので、資源化しないことを大前提にしていました。それをベースに第 3 次ごみ処理基本計画、また新焼却施設の 3 万トンという焼却量についても整理をしてきました。それから 5 年経っています。今回の結論を出すにあたっては、将来的なごみ処理をどう考えるかを整理しなくてはなりません。新焼却施設をつくるとなれば 30 年という長いスパンになりますので、具体的に将来どういうことが考えられるのかを評価なり整理をしたうえで結論を出さなければなりません。先ほどご説明したように乾式メタンについては、平成 27 年 4 月から実証実験がスタートしており、最適な資源化のあり方の協議の時点では考慮していません。先ほどのケースは香川県のもので、関東圏でという表現をしています。この辺りはまだ仮定の話になりますが、乾式メタンについては技術革新により、混合ごみで処理できるようになりました。紙おむつについては、志布志市のケースを前回・前々回とご説明していますが、その部分についても平成 25 年当時は実証実験が始まっておりませんでした。このように、5 年経過して資源化の状況が変化しました。今日は方針のご説明をしましたが、今後議論いただくにあたっては、仮定と思われる部分について払拭し、きちんとした内容をご説明いたします。事業系については食品リサイクル法に基づく登録再生事業者に誘導する方法と、本市に排出されたものは、資源化事業者に委託をして資源化する方法になります。(株) J バイオフードリサイクルという鶴見区に新しくできた施設が今年 12 月に登録再生利用事業者の認可を取得する予定で、事業系生ごみを搬入することが可能になります。委託が可能かどうかについて、今後ご説明します。

保坂委員： 8 年前に当審議会の委員を引き受けた時に、市長の交代がありました。前市長の時にメタン発酵の計画がありました。私はそれにシンパシーを感じたため、考え直して欲しいというのが本音です。当審議会では、その話にはあまり触れてほしくないという雰囲気があるように感じます。この審議会が関与しないところで調査されていると好意的に考えると、8 年間経過すれば、技術革新による状況の変化が期待できます。新焼却施設の建設が難航し、検討した結果、また戻ってきた話と受け取っていますが、どこまで信用して良いのかわかりません。メタン発酵というものが選択肢として検討できない中で、苦肉の策としていろいろと検討されてきました。環境保全や SDGs という世界的な潮流の中、環境負荷の少ない焼却方法を検討した結果、共同焼却場を建設せざるを得なくなったと私なりに理解していたつもりです。成り行き上再びメタン発酵の話が出てきた気がして、メタン発酵施設にシンパシーを感じていたとはいえず少し驚きました。世界的にはドイツなどメタン発酵を取り入れている国はありますため、鎌倉市が先進的に取り入れて成功すれば良いと思っています。乾式メタンにどういう特徴があるのか、かつて計画されていたものとの比較でもう少し説明していただきたいです。また水面下で調査されてきた経緯にも触れていただければと思います。

石井指導監： 前回バイオマスエネルギー回収施設を建設しようとしていた時には、市の直営で計画していました。生ごみと下水道汚泥を一緒に処理していくという考え方です。今回の乾式メタンは、民間が施設整備を行っています。以前市が検討していたものは生ごみを分別

してメタン発酵させ、資源や残渣を回収する形式です。今回の乾式メタンは、分別せずに混合ごみで処理します。混合ごみの内訳は、生ごみが40%弱、紙類が30%強、これらを合わせて85%程度になります。残りはプラスチックや木などになります。プラスチックは残渣となり、燃料化を図ります。発酵は調整槽に水を入れて発酵させ、エネルギーを回収する方式です。第2次ごみ処理基本計画では事業系生ごみを中継地点に搬入し、委託するという案を考えていました。事業系では分別が難しく、費用もかかるため断念しました。もう少し時間が経てば資料を基にご説明できるのですが、今回は鎌倉市の事業系混合ごみをそのまま委託事業者を持ち込むことによって処理が可能です。残渣についても燃料化が図れますので、そういう面では資源化の流れということになります。今回は民間を活用した全量委託を考えています。事業系については登録再生利用事業者へ持ち込むか、鎌倉市に出した場合は民間委託で対応します。次回以降もう少し丁寧にご説明いたします。

保坂委員： 家庭系ごみも、今泉クリーンセンター跡地で小規模なところから段階的に開始し、40年10月から施設を拡大すると書いてありますが、これはどのような施設をイメージされていますか。

石井指導監： メタン発酵ではなく、土の中にいる好気性微生物を活用して減容・堆肥化する施設になります。市が施設をつくることを計画しています。事業系は民間事業者に委託することになります。

大道委員： 広域的にごみを処理するという話は一昨年頃から出ていましたが、逗子市に処理をお願いするなどの話は急に具体的になったと感じます。今まで、地元のごみは地元で処理し、そのための施設を建設する方針でした。市民の方に啓発しながらごみの減量や分別をした結果ごみの削減ができたと思っています。啓発を続ければ、もっと削減ができると思いながら、この審議会の中で検討してきました。自分たちで処理するものだから最小限のごみに抑えようと努力してきました。他市にごみを処理してもらおうということに対して市民の立場に立つと違和感があります。自分たちのごみを外に出して処理してもらっていいのか、市と市のお付き合いかもしれません。住民感情的なものはあると思います。今の流れとして新たなごみ処理施設を建設しなくても処理ができるという青写真ができているのであれば、みんな受け止めなければいけないと思っています。中間処理のための場所などの確保をきちんと行い、みんなに理解してもらうのは大変なことだと思います。事業者も消費者もごみを出さない暮らし方が基本になります。物を売る側がごみにならないような製品や容器の開発を同時進行で行う必要があります。ごみは出せばとりあえず処理はできるので、みんなにあまり苦勞を掛けなくてもできるというのでは話が元に戻ってしまいます。市民や事業者、メーカーへの啓発を行ったうえで、市はそれぞれの人たちの意見を集約して市の方針を説明する必要があります。まだ何も知らされていないということに少し不安を感じています。その辺りをきちんと説明していただきたいと思います。

石井指導監： 循環型社会の形成、ゼロ・ウェイストを目指すために3Rの推進を図っていきます。ごみの発生抑制は最重要課題です。今回いくつかの施策を提案したなか、家庭系生ごみや紙おむつの新たな施設があります。広域連携の部分については、他市で処理することへの違和感というのは以前もこの審議会でご意見を頂戴しました。小さな一つの市というよりは、広域のなかでそれぞれの役割分担や効率面・環境面・財政面を踏まえて連携す

るのが広域連携の考え方だと思っています。本市の担う役割が発生してくるなかで、2市1町の地元の方々にもご説明し、ご意見をいただくのが大前提になります。まだ協議中ですので、明確になった時点で諮問という形を考えています。また改めてご説明いたします。

橋詰委員： 基本的なところは先ほど浅川委員がおっしゃった通りの印象を持っています。逗子市の減量化審議会委員もやっていまして、前回開催されたのが朝日新聞の記事が掲載された翌日です。私は副会長なので、会長が休まれて議事進行をしました。まだ議事録が公表されていませんが、当然市民代表の委員さんは大変関心を持っていて、どういうつもりなのだろうという話になっていました。逗子市という意味でおっしゃっている訳ではないでしょうけれども、先ほど他市へごみを持って行くという話がありました。他市へ持って行くということは、我々諮問を受けた側もかなり抵抗を感じますし、一般市民もそうだと思います。その辺を議論していくということだと思います。ひとつだけ申し上げておきたいのは、審議会の立場というのは、例えば基本計画の見直しという点で意見を求められるというのであればそれに答える立場になります。先ほど方向性を話されていましたが、この先のスケジュールをどう考えるかが気になります。その辺はいかがですか。

高橋次長： 第3次ごみ処理基本計画の改定については、本年中に行いたいと思っています。具体的には7月に次回審議会を開催したいと考えています。

正木委員： 生ごみの資源化は、堆肥化以外に何かありますか。

谷川担当課長： 家庭系については、堆肥化する方針です。生ごみを10分の1以下に減容化する施設で、あまり堆肥が出ない施設を今泉クリーンセンターの跡地に建設することを考えています。

正木委員： 実際10分の1くらいに減量されるのでしょうか。

谷川担当課長： 既に埼玉で稼働している施設では5%程度まで生ごみが減容し堆肥になっています。できた堆肥をいかに処理するかが問題になります。あまり多くでき過ぎてしまうと処理できませんので、調査の結果、既に稼働している施設が5%くらいまで減容できるということで同様のものを考えています。

正木委員： 逗子市へごみ処理をお願いすることについては保障されていますか。

谷川担当課長： 現在協議中です。少しお時間をいただいて協議結果をご報告します。

正木委員： 新ごみ焼却施設の建設を計画していた当時から、堆肥化や減量化を研究されていたと思います。市内での処理ができないため他市へお願いしようという形になったのか、それとも経済面などを考慮してなのか伺えますか。

石井指導監： 方針の3ページに経過をまとめたものがあります。山崎に新焼却施設を建設することを平成27年4月に決定しました。地元と協議したところでしたが、山崎に2つの施設は容認できないということで白紙撤回を求められて、平成29年10月の話し合いの中で可燃ごみの処理について広域連携や自区外処理に枠を広げて検討することになりました。広域連携については、平成28年7月に覚書を締結しました。この時は鎌倉に新焼却施設をつくることが前提になっていました。先ほど平成29年10月の話し合いの中でとご説明しましたが、平成29年11月の協議会の中で広域連携の可能性について検討を要請し現在協議をしている最中です。当初は新焼却施設をつくるという方向性はありませんでした。当然タイムリミットがありますので、ごみ処理をどう確保していくかを踏まえたなかで検討の幅を広げました。

亀山副会長： ひと通りご意見をいただきましたが、追加でご質問などありますか。

大道委員： 中間処理のところで曖昧な部分が多くあります。メタン発酵は民間に委託するとか、焼却場も広域連携で処理できないときには民間でなど、民間という言葉が度々出てきます。処理が可能な民間が現在あるのか、今後できる可能性があるのか、その辺の具体的なイメージが湧きません。具体的にどういう民間なのかを盛り込むとわかり易いと思います。

石井指導監： 乾式メタンの話は、関東圏で協議をしていますが、まだオープンにして欲しくないと言われています。オープンにできる段階で整理してご説明します。焼却処理をする場合のバックアップ協定についても話が進んでおり、次回明確にお話する予定です。焼却の部分については、競争入札参加資格を有する事業者が6者あると書いてありますが、延命化工事の際は民間の処理施設で対応した実績があります。具体的にお示しすることも可能です。実効性をどう担保して協議するのかを踏まえて、次回以降明確にご説明をしたいと考えています。

浅川委員： 産業廃棄物の場合は許可制度ですから、許可を持っているところに委託するのは全国どこでも構わないと思います。一般廃棄物の場合、許可業者に他市町村から持ち込むには、例えば地元の同意を得る必要はありますか。

石井指導監： 廃掃法上は同意ではなく通知が必要です。本市も他市で資源化を図っていますので通知をしています。

浅川委員： 例えば市内施設の故障などにより、何ヶ月か他市町村の施設に持ち込むなどの緊急避難的な状況であれば地元はあまり問題にしないと思いますが、恒常的にその市町村の大部分のごみを持ち込んで処理するとなると地元の受け取り方は全く違うと思います。

石井指導監： 焼却の場合のことをおっしゃっていますか。

浅川委員： 焼却ではなくて、バイオマスでも廃棄物を持ち込むことには変わりません。

石井指導監： はい。廃掃法上の通知は必要です。

浅川委員： 懸念はしていच्छやいませんか。

石井指導監： ひとつのハードルだと考えています。資源化は他市でほとんど行っており、通知を行っています。特に資源化については今までも行っているケースですので、ルールに従って対応してまいります。

浅川委員： 資源化とは、資源にするためのものを分別して持ち込み、それ自体が資源化されて流通するイメージなので印象としては悪くないと思います。しかし、バイオマス施設に持ち込むものは生ごみを主体とした一般廃棄物です。それをガス化するので資源化施設だと言えばその通りですが、そのガスを燃やし、それなりに発生する残渣を焼却することになるので、今までの資源化とは内容が違う気がします。地元の方の受け止め方も違うと思います。

石井指導監： 当然ルールに従って対応しなければいけないと承知しています。

亀山副会長： 先ほど橋詰委員からスケジュールについてのご質問がありました。資料2-1の3ページの中ほどで、広域連携に関する覚書を締結し「ごみ処理広域化実施計画」を策定中であるというご説明をいただきました。この策定中の実施計画の完成予定を差し支えない範囲で教えていただけますでしょうか。

石井指導監： 広域の中でごみ処理広域化実施計画をつくっていますが、2市1町の中では12月末までにはつくることが確認されています。各市町のごみ処理基本計画もそれに合わせたかたちで整備しなければならないということで、12月までに各市町のごみ処理基本計

画も合わせて対応していきます。今は2市1町ともに広域化の実施計画については12月末を目途に協議・検討を続けています。

浅川委員： 大道委員が心配されていましたが、資料2－6今後のごみ処理計画では、事業系・家庭系燃やすごみの中継施設は候補地未定となっています。東京でごみ戦争があったときに清掃工場の建設が問題になりました。中継施設をつくってごみの輸送効率化をした際に、その中継施設が反対にあいました。鎌倉市では焼却施設が反対にあって頓挫しました。中継施設なら大丈夫かというと、可燃ごみですから臭気を含めて課題があるのは事実です。目途が立っていれば何も言うことはないのですが、そうでなければ大変大きな課題になり得るのではないのでしょうか。

石井指導監： 課題の一つであることは認識しています。

亀山副会長： ご意見をいただきありがとうございました。次回の審議会の開催にあたりましては、本日いただいたご意見を十分踏まえて資料等作成いただければと思います。

そ の 他 （１） 次回の当審議会の開催日程等について

高橋次長： 次回の第6回審議会は、7月頃の開催を予定しています。よろしくお願いいたします。

亀山副会長： 以上で本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。第5回鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。